

専門家チーム員及び特別支援教育エキスパートの派遣に関する要項

(趣 旨)

第1条

この要項は、特別支援教育エキスパート派遣事業実施要項（以下「実施要項」という。）Ⅱ－4、Ⅱ－5の規定及び「特別支援学級担任専門性向上事業」実施要項、「幼稚園等における特別支援教育パワーアップ事業」実施要項、「高校通級スペシャル応援団派遣事業」実施要項、「通級による指導パワーアップ事業」実施要項、及び「高等支援学校等就労支援充実事業」実施要項に基づき、専門家チーム員及び特別支援教育エキスパートの派遣に関し必要な事項を定めるものとする。

(委 嘱)

第2条

実施要項Ⅱ－4、Ⅱ－5の規定に基づき、県教育委員会教育長が専門家チーム員及び特別支援教育エキスパートを委嘱又は任命する。

(任 期)

第3条

専門家チーム員及び特別支援教育エキスパートの任期は、委嘱又は任命の日から当該年度の末日までとする。

(派 遣)

第4条

- 1 専門家チーム員及び特別支援教育エキスパートの派遣を要請する幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び高等学校等（以下、「学校園等」という）は、派遣を要請する県立特別支援学校に、特別支援教育エキスパート派遣申請書（様式1－①）又は専門家チーム員派遣申請書（様式1－②）及び作成している個別の教育支援計画等又は幼児児童生徒の気づき表（別紙1）を提出する。

なお、市町村（組合）立学校園等は、所管の市町村（組合）教育委員会又は市町村保健福祉部局にも県立特別支援学校に提出した書類の写しを提出する。

- 2 県立特別支援学校は、学校園等からの申請書に基づき、県教育委員会が派遣を認めた場合のみ専門家チーム員の派遣申請をすることができる。県立特別支援学校は、専門家チーム員を派遣しようとするときは派遣日等を調整し、派遣依頼書（様式2）及び学校園等から提出された個別の教育支援計画等又は幼児児童生徒の気づき表（別紙1）を専門家チーム員及びその所属長に送付する。県立特別支援学校は派遣日の3週間前までに専門家チーム員派遣実施計画（様式3）を特別支援教育課に提出する。

なお、県教育委員会の要請による専門家チーム員の派遣の際も同様の手続きとする。

- 3 専門家チーム員及び特別支援教育エキスパートの派遣を受けた学校園等は、当該派遣を受けた日の記録を相談のまとめ（別紙2）にまとめ、派遣を行った県立特別支援学校に派遣実施後1週間以内に提出する。同一特別支援学校へ継続して派遣を要請する際には、その都度、派遣を要請する県立特別支援学校に特別支援教育エキスパート派遣申請書（様式1－①）を提出する。なお、市町村（組合）立学校園等は、所管の市町村（組合）教育委員会又は市町村保健福祉部局にも県立特別支援学校に提出した書類の写しを提出する。

- 4 特別支援教育エキスパートは、学校園等からの特別支援教育エキスパート派遣依頼により、専門家チーム員が当該学校園等に対する支援を行ったときは、実施報告書（様式４）を作成し、自校の学校長に提出する。
- 5 県立特別支援学校は、毎月末（当該日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その前日）までに当月分の実施報告書（様式４）の写し、実績報告書（様式５）及び別紙２の写し又は各校においてまとめている特別支援教育エキスパートの記録の写し、巡回相談を実施した月は高等学校等巡回相談実施報告書（様式６）、巡回相談記録（様式７）を県教育委員会あて電子メールにより提出する。月末に派遣を実施した場合には、実施後１週間以内に提出する。
- 6 県立特別支援学校は校内研修実施計画書（様式８）を作成し、当該年度４月末（当該日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その前日）までに特別支援教育課に提出する。
- 7 県立特別支援学校は校内研修実施報告書（様式９）を作成し、当該年度２月末（当該日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その前日）までに特別支援教育課に提出する。

（守秘義務）

第５条

専門家チーム員及び特別支援教育エキスパートは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（経 費）

第６条

専門家チーム員及び特別支援教育エキスパートに係る経費は、県立特別支援学校が支出する。

（その他）

第７条

この要項に定めるもののほか、専門家チーム員及び特別支援教育エキスパートの派遣に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成２０年４月 １日から施行する。

平成２１年４月 １日一部改正

平成２２年４月 １２日一部改正

平成２３年４月 １日一部改正

平成２４年４月 １日一部改正

平成２５年４月 １日一部改正

平成２７年４月 １日一部改正

平成２８年４月 １日一部改正

令和 ２年４月 １日一部改正

令和 ３年３月 １５日一部改正

令和 ４年４月 １日一部改正

令和 ５年４月 １日一部改正

令和 ６年３月 ７日一部改正

令和 ７年３月 １８日一部改正